

薬生食輸発0712第1号  
令和元年7月12日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(エチオピア産ごまの種子の2, 4-D、メキシコ産赤とうがらしのプロピコナゾール、台湾産蜂の子のオキシテトラサイクリン、中国産ブロッコリーのハロキシホップ、オーストラリア産そら豆のフルキンコナゾール及びロシア産はちみつのクロラムフェニコール)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正:令和元年6月28日付け薬生食輸発0628第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、エチオピア産ごまの種子の2, 4-D及びメキシコ産赤とうがらしのプロピコナゾールについてはモニタリング通知の別表第2から削除することとし、台湾産蜂の子のオキシテトラサイクリン及び中国産ブロッコリーのハロキシホップについてはモニタリング通知の別表第3から削除することとし、オーストラリア産そら豆のフルキンコナゾール及びロシア産はちみつのクロラムフェニコールについては別表第2及び別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。